

デジタル総合住宅展示場構築支援事業実施要領

令和2年7月9日 県流第170号林政部長通知

(事業の趣旨)

第1条 本事業は、VR（仮想現実）技術を活用したデジタル住宅展示場を構築し、コロナ社会に対応した新たな住宅購入方法を消費者へ提案することで、岐阜県産の木材（以下「県産材」という。）を活用した住宅の建設促進を図ることを目的とする。

その取扱は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 事業主体が行う以下の活動経費の一部を助成する。

- (1) VR（仮想現実）技術を活用したデジタル住宅展示場の構築
- (2) 構築した住宅展示場の消費者への普及活動
- (3) その他県産材を活用した住宅の建設促進に資すると認められる活動

2 対象となる支出経費は以下のとおりとする。

区 分	内 容
謝 金	事業を実施するために必要となる企画、講習会、専門的知識の提供、資料整理、補助、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼 (但し、事業主体を構成する企業・団体等以外の者に支出する経費に限る)
旅 費	事業の実施に必要な旅費及び費用弁償
需用費	消耗品費、印刷製本費 (但し、通常の運営に伴って発生する消耗品費その他の経費は除く)
役務費	広告費、通信運搬費、保険料、認証申請等の手数料等の経費、分析・試験・加工等に必要となる人的サービスに対して支払う経費
委託料	設計、コンサルタント等の委託料、調査・調整、資料作成等の経費
使用料及び 賃借料	会議室、会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具、試験器具・機械等の使用料及び賃借料

3 補助対象経費の補助率は、3/4以内とする。

4 事業実施期間は、補助金交付決定日から交付決定日の属する年度の3月10日までとする。

5 事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできないものとする。

6 本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることができないものとする。

(補助対象者)

第3条 本事業の補助対象者は、以下の条件を全て満たすこととする。

(1) 木材加工事業者、木材流通事業者、住宅建築事業者、不動産事業者、その他住宅関連事業者で構成する団体。

(2) 岐阜県内に事業所を有する者。

(3) 共同で本事業を行おうとする者は以下のアからエをすべて満たす者。

ア 目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定又は締結されていること。

イ 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されていること。

ウ 事業年度ごとに事業報告書及び収支決算書が作成されていること。

エ 事業を的確に遂行するに足る、人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること。

(4) 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条各号に掲げる者でないこと。

(実施計画書)

第4条 事業主体は、事業実施計画書(様式第1号)(以下「計画書」という。)を作成し、知事へ提出するものとする。

2 計画書に記載されている事項に重要な変更(補助対象事業費の20%を超える増減)が生じた場合には、前項の規定に準じて、事業実施変更計画書(様式第1号)を提出するものとする。

3 計画書に記載されている事項に軽微な変更(前項に規定する重要な変更以外の事業内容の変更)が生じた場合には、軽微変更届(様式第3号)を提出するものとする。

(補助金交付の内示)

第5条 知事は前条の規定に基づき、事業主体から計画書の提出のあったときは、計画書の内容を審査し、予算の範囲内で補助予定額を決定し、事業主体に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第6条 事業主体は、補助金の内示を受けたときは、規則第4条に基づく補助金の交付申請書(要綱別記第1号様式)に要領第5条に定める事業計画書を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、規則第5条第1項により事業主体に補助金の交付決定(様式第4号)を行う。

(事業の着手)

第8条 事業主体は、前条の規定に基づく交付決定後に事業着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定を受ける前に事業を着手する必要がある場合

には、事業主体は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 事業主体は、事業を完了したときは、実績報告書（要綱別記第7号様式）を要領第10条に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

（実績報告書の添付書類）

第10条 要綱別記第7号様式（第7条関係）に定める添付書類は次のとおりとする。

（1）事業実績書（様式第6号）

（2）成果報告書（実施目的に対する成果がわかるもので様式は任意とする。）

（事業の確認）

第11条 知事は、当該事業について確認要領に基づく事業確認を行うものとし、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第7号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第12条 補助金の交付請求は、要綱第9条の規定により行う。

附 則（令和2年7月9日県流第170号林政部長通知）

1 この要領は令和2年7月9日から施行する。